

木更津市職員措置請求書

主文

木更津市長であった水越勇雄及び市長に協力をして犯罪を補佐した職員、並びに当時市議会議員の立場にありながら、市民に損害を与える犯罪行為に加担して議会を欺き、議論を導き、議会に判断を誤らせる行為をなした市議会議員、市民から高額な報酬を受けながら犯罪行為を見過ごし、市議会議員としての義務を怠った当時の木更津市議会議員にも損害の賠償を請求するものです。なお、その責任は当時の監査委員会委員でありながら不正を検証せず、市長に無言の協力をした木更津市監査委員会委員も同罪と考え、損害賠償を請求する。

しかるに、現行の法律は納税者市民に発言の機会さえ与えず、正義を切り捨て、為政者の有利にのみ法を展開する未熟な制度となっている。制度は間接民主主義を建前に、犯罪をも隠ぺいしてしまう、国家並びに地方行政制度に大いなる警告を与える木更津市職員措置請求書である。

原因となった事件

木更津市は1988年（昭和63年）に地域と商業の発展を目的に、220億円をかけて木更津駅前再開発事業を行った。その時代、先祖代々木更津駅前で家業を商っていた地権者の犠牲的協力を得て木更津駅前に木更津市と共同出資した事業ビル、（仮称）そごうアインスビルを、70億円をかけて建設した。しかし、主力テナントそごうデパートが時代の流れで経営危機に陥り、やむなく木更津そごうは閉店した。主力テナントを欠いた経営はゆきづまり、出資者は権利を木更津市に譲渡して営業を続ける努力をした。その際、主力出資者であった木更津そごうは管財人の善意と地元地権者の協力を得て、木更津市が権利を整理し、2003年（平成15年）10月に6億円で駅前ビルを取得し、木更津市民の貴重な資産を守る事となった。

証拠1—1・1—2号

しかし、さかのぼる事2000年（平成12年）には当時の市長であった須田勝勇の個人的財政危機を救うべく、当時衆議院議員、浜田幸一の後援会で知り合った木更津市長須田勝勇と浜田後援会に出席した杉山敏隆は協力して不正を企て、SPC事業会社（エスピーシー株式会社）を設立し不正を行おとしたが、勇気ある職員とその上司の行動によって計画が阻止され、両名及び協力者の企ては失敗した。杉山敏隆は木更津市及び職員に対して2億6千万円の損害賠償請求の民事訴訟起こしたが、木更津市が勝訴した。そのために支払われた弁護士費用は1000万円以上で、木更津市長須田勝勇と、エス・ピー・シー株式会社杉山敏隆の悪だくみの損金として、市民の税金から支払われた。

証拠2号

なお、その裁判の証拠記録によって、当時の助役であった水越勇夫とも緊密な関係であったことが証拠として提出され、それによっても水越が深く関与している事が明らかにされた。 **証拠 3号**

今般の不正事件は、木更津市長水越と、その不正に関与協力し、市民に損害を与える協力をした職員と、議会を偽り、議論を誘導した当時の市議会議員に対する懲罰を求め、納税者市民の権利として、時代錯誤も甚だしい法であり、為政者にのみ有利な法ではあるが、致し方なく地方自治法 242 条の規定によって措置を請求する。

請求の根拠となる事件

木更津市長であった水越勇夫は、その悪だくみに積極的に協力する一部職員と、数人の市議会議員が加わって、市民の財産を不当に安い価格で処分する不正の協力者が自然発生的に集合し、企てが実行された。この行為は市役所職員の協力なしでは成しえない。

事件は 70 億円で建設した駅前ビルと、先祖代々、木更津駅前で生計を立てていた住民の協力で木更津市に引き継いだその土地の売却計画です。

平成 21 年 (2009) 12 月 3 日、そごうアインビル不動産鑑定を起案して依頼、その前に期日のない鑑定依頼書が発行されている。また、見積書はその前日の日付 12 月 2 日で木更津市長水越勇雄宛に提出されて、公文書として不適切な対応となっている。ましてや、鑑定書提出の日付を 12 月 15 日と定め、鑑定手続きを得ないまま売却手続きが進み、市民に知らせる事無く、市民の納得のないまま処分を急いだ証拠である。 **証拠 4-1 号 4-2 号**

同年 12 月 4 日、鑑定評価結果を待たないままに同ビル処分の適否を市職員で構成する審議会に依頼、売却価格は後日として審議会にかけた。

証拠 5号

12 月 8 日の資産売却の市役所職員による審議会では問題点の指摘が多く出されたが、身内の議論でしかなく市長の意向が強く反映されている。日程的に無理とした意見は無視され、誘導によって結論が導かれ、処分が適切と審議会は売却が適切と回答した。そのことは議会も実態が知らされず、売却の鑑定評価さえ示さずに処分を決定、処分方法を入札と決定し、納税者市民に事実は知らされません。

入札の条件を一般競争入札

不動産の鑑定は後日

市ホームページに入札公告とだけ示されていました。

初めから処分を前提として議事が進められ、この行為は身内の職員による審議であったので、意見は参考程度であるが、職員に決定の権限はない越権行為である。 証拠 6 号

同年 1 2 月 9 日、職員による審議会を根拠として、駅前ビルの処分を市長は決裁、鑑定評価のないまま木更津市は 1 2 月 1 0 日に売却を決定した。

1 2 月 9 日付、の処分決定では、

入札の広告は平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

木更津市ホームページにて 1 0 日間表示（土日を抜くと 1 週間）

一般競争入札

受付期間平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）～ 1 2 月 2 1 日（月）

土日を除くと、実質 7 日間、土日を多く含む日程を意図的に組んだ証拠

入札日は平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日（月）

これも暮れの押し迫った御用納めの日で、一般社会の多忙時期をねらった日程、詳細は入札案内及び入札の心得によるとされている。

証拠 7 号

同年 1 2 月 1 1 日、市ホームページに売却入札の広告をして、1 2 月 2 1 日に入札参加の締め切りと定めた。まことに急いだ秘密の売却計画である。

1 2 月 1 1 日に入札公告、この時は入札物件の鑑定評価が出ていなかった。

いくらで売れるか、売るかもわからないまま売却公告を出したことは、入札の裏に、企ての自信があったから出来る行為であろう。

同年 1 2 月 1 5 日、依頼からたった 1 3 日間での不動産鑑定評価が通知され、3 億 9 0 0 0 万円との格安な評価が報告された。これは発注者の木更津市が価格を抑えるように働きかけた意向が、働いたものとするのが妥当な認識である。もう一社も鑑定評価が 3 億 8 5 0 5 万円の鑑定が出されているが、あまりにも近い数字なので、双方が発注者の意向に従い、数値を合わせたうかがいがある。 証拠 8 号

「入札案内」入札の受付にあたって、入札参加希望者に案内が渡された。案内にはビル運営等の企画提案書、企業実績、直近の決算書の提出が義務付けられているが、その書類をもって資格審査がおこなわれることはなかった。そのため、不適切な申し込みが 2 社あったが、木更津市は入札の参加の資格さえ具体性を欠きあいまいな資格条件で入札権を与えた。さらに入札案内では予定

価格以下の入札であっても、市の売却目的を達成するための説明に理解が得られた場合は契約するとあり、入札で予定価格が下回ることを前提にした背信行為丸見えの入札である。**証拠 9 号**

10日間の締め切りまでに入札参加申し込みは2社のみ、入札は2回入札参加申込み会社の適否は審査されることなく入札が実行されました。まさに、意図的に審査をしなかったとも言えます。

入札参加資格、条件、禁止事項等の説明も示されている。

入札無効な事項

連合した入札

入札条件に違反した入札

入札は2回、予定価格に達しない場合は最高額入札者と協議決定する

その他、入札に不正があった場合は入札無効とされています。

予定価格以下の入札の場合、売却目的にかなった駅前商業の発展に沿う入札である旨を、市議会に説明して理解を得る

落札者は入札条件は10年の転売禁止

2年以内に小売店舗開業、500㎡（152坪）以上の生鮮食品の売り場を作る事、用途指定は店舗であったが、生鮮食品の売り場設置は実行されなかった。すなわち、条件は棚上げした入札参加である。

入札参加者

① 12月15日受付 (株) コスモコーポレーション・奈良県天理市

② 12月21日受付 (株) 金剛山・大阪市中央区

同年12月21日、入札参加締め切り（10日間、土日を挟むと実質8日間）

証拠 10 号

不動産鑑定不可解

12月15日付けで、不動産鑑定評価が提出された。

鑑定評価のないままに売却の入札を受付、手続きも市民を欺く官制入札である。地元不動産鑑定士は、価値を3億8千500万円との鑑定結果を報告、建設後22年経過した鑑定金額が明らかに発注者の意向を反映させた鑑定評価であることには疑う余地はありません。すなわち不正の協力者です。

コンクリート建築の法定償却年数は50年と定められています。

さらに土地が加わっています。当時の駅前の土地価格は坪50万円以上、土地面積は2136坪、建物面積は1万3000坪、(解体された旧市役所の

4倍の面積)

70億円を法定償却年数、定額法の50年で割り、22年分が経過消却で、差し引いた残りが残存価値となります。

70億円÷50年＝1億4千万円（1年の償却金額・定額法）

1億4千万円×22年＝28億（償却金額）

70億円－28億＝42億（アインスそごうビルの残存価格）

土地は**2136坪**

坪当たりに換算すれば

@50万円で10億6千800万円

奪われた納税者市民の損害は10億6千800万円＋42億＝52億6千800万円となります。

わずか25日間の出来事で、納税者市民は知る事も意義を申し立てる事も出来ない悪辣な企てで、売却広告は木更津市のホームページの一部に10日間記載されただけの、意図的に関係者しか知りえないように計画された悪知恵です。

また、行為を正当化する事に長けた水越市長と市職員不正協力チームは、不動産鑑定士をも仲間に引き入れ、資産評価を3億8千500万円（黒田不動産鑑定事務所）と、3億9千万円（日本不動産研究所）の鑑定評価報告が出された。両社ともほぼ同じ金額が不思議だ。証拠11号。

さらに、委託業務の見積もりが起案書より先に出されていることも不思議で、悪たくみの一味であった可能性を否定できない。証拠4-1・4-2号

入札は同年12月28日（年末御用納めの日）で、企てが露呈しないよう急いだ入札と思われる。

不可解なことは、1年の締めくくりの12月28日、御用納めの日に入札が行われたが、意図的な企みの入札と理解する。

入札状況は下記の通り

1回目（株）金剛山 大阪市中央区 入札価格 **2億5千万円**

（株）コスモコーポレーション 奈良県天理市

入札価格 **7千350万円**

1回目の入札金額を見ても、コスモコーポレーションは落札の意思のない入札と考えられます。

2回目（株）金剛山 大阪市中央区 入札価格 **2億8千万円**

（株）コスモコーポレーション 奈良県天理市

入札価格 **8千万円（無効入札）**

入札の結果を見ても、(株)コスモコーポレーションは(有)金剛山と連合して意図的に失格する入札をした疑いが高く、不正な入札をしたので入札が公正とは認められない。

この結果でも(有)金剛山の入札を補佐する目的だけに入札に参加した妨害行為で、(株)コスモコーポレーションは1回目の最高入札金額より低い金額なので、落札の意思が全く無い事は明らかです。 **証拠12号**

両社は予定価格の3億9000万円以下であったため失格となりましたが、(株)コスモコーポレーションは落札の意思が無い失格入札であったため、入札の実態は1社のみで、本来は成立しない入札だが、それを受け入れた木更津市は市民の利益のための競争原理に元づいた入札の基本を無視し、不正を知りつつ見過ごした背信行為だ。

結果2回目の最高金額入札者(株)金剛山が2億8千万円と、見積もり協議の結果、2億9千万円で売却することとなった。予定金額に届かない見積もりであったが、再見積もりを求めることはなかった。 **証拠13号**

落札予定価格3億9千万円も、市長しか知らない予定価格を業者に流した疑いが高く、官製談合の疑いがあるにも関わらず、問題意識も調査も行わず、市議会も監査委員会も動かなかった。

1月12日に見積もり入札によって2億9千万円を木更津市長水越勇雄は受け入れたが、見積もり提出時の平成22年1月12日、入札の条件となっていた商業ビルとしての用途条件や、生鮮食品売り場を1年以内に出店させる条件を無視して、入札者でない(株)日本リートと、入札者である(有)金剛山は連盟にて事業を行わない通知を書面で、宛先を木更津市各位として申し入れた。この時から入札者でない(株)日本リートが前面に出て、(有)金剛山は下位につき連名で入札条件を拒否する申し入れをした。

すなわち入札条件不適合なので、契約不成立となるのが普通だが、木更津市は受け入れた。 **証拠14号**

この申し入れで契約書案が出来たが、そこには入札条件であった店舗として使用、2年以内に小売店舗開業、500㎡(152坪)以上の生鮮食品の売り場を作る事の項目が無くなり、落札者の意のままに作り替えられ、双方が同意して契約した。 **証拠15号**

さらに、1月20日には契約内容を確認してから、契約金額の2億9千万円が、

落札者（有）金剛山でない上位会社（株）日本リートが支払ったので、契約成立ではないにも関わらず、常識では別会社が支払ったので落札者とみなされない。しかし木更津市は認めたのも不思議だ。 **証拠 16号**

議会の同意

予定価格以下の金額での売却は市議会の同意が必要とされていますので、翌年1月26日に、急遽議会を招集し、審議のための情報を与える間もなく1日のみの臨時市議会が招集されて、市は議会を欺いた資料のみを提出し議会の同意を求めた。議会でも物件の評価を37億6円万円とする意見が出されたが、十分に審議を尽くすべき市議会に、結論を誘導すべく作成された資料と、積極的に賛成した議員に押されて決議され、結果として市議会は少数の正しい反対意見を黙殺し、不当な契約がなされた。

早々に招集された1月26日の臨時市議会で、入札条件が覆った事実も報告されず、偽りの報告により、企ての協力議員による議事誘導によって、木更津市議会は少数の反対意見を黙殺し、契約を認めた。 **証拠 17号**

■入札落札者（有）金剛山は平成17年(2005)3月11日設立なので、設立後4年、資本金300万円の不動産ダミー会社で、赤字決算を粉飾した土地ころがしを目的とした会社であったが、そごうアインスピルの売却は駅前再生を目的にした事業なので、本来入札参加資格のない企業が入札に参加したことになるが、水越勇雄市長は認め、議会は市長に追従し、木更津市監査委員会は不正を正す立場にありながら検討することなく見過ごし、義務を果たさなかった。

証拠 18号

また、木更津市と（株）金剛山が契約した後に、落札者（有）金剛山は不動産取得税1億4千万円を滞納し、落札した同資産が千葉県に差し押さえられ、滞納した税の調達他のために、6億円の担保が複数の会社に設定された事実も追記する。 **証拠 19号**

入札には数々の問題があるにも関わらず市長であった水越勇雄は契約を急ぎ、平成22年1月19日に契約し、1月20日に落札者でない別の会社（株）日本リートから支払われた。すなわち（有）金剛山は、決算資料を見ても赤字会社で粉飾の跡が明らかな購入能力が無いにも関わらず、入札に参加をさせ、他の会社が代金を支払うような会社でありながら契約まで進めた。

証拠 20号

「10年間の土地売買禁止）も、ダミー会社売買することで正当化されてしまうのに、さらに土地取引税も支払わない会社は排除するのが不動産取引の常道であり、入札に参加させること自体、行政が不正に加担した行いである。

この時点で52億6800万円の市民の資産が、わずか5.5%の2億9000万円でバツタ売りされ、木更津市民の損害金額は52億6800万円—2億9千万円=49億7800万円となります。

しかして、悪党市長水越勇夫の後継者として市長となった渡辺芳邦市長は、潮見庁舎跡地に新庁舎建設の計画を白紙化して、新規市庁舎建設計画が無いままに潮見旧庁舎を解体、おかしな「木更津市庁舎整備検討委員会」なる組織に、フレキシブルな時代に合わせて、木更津市は市庁舎を持つべきでないなどという不埒な結論を誘導し、報告させて、旧庁舎跡地を市役所庁舎にしないと結論付け、その後計画を二転三転させ、アクア木更津=旧そごうアインスビル（有）スパークル=旧（有）金剛山とイオンタウン木更津を市役所仮庁舎として定期賃借するバカな決定をした。

参考 1

さらにアクア木更津（旧そごうアインスビル）を10年間の定期賃借契約して、総額6億5300万円の賃料を支払った。2億9000で土地付きで売ったビルを、6億5300万円を支払って、売った会社から、ビルを賃借したことで、木更津駅前の土地付き商業ビルは、2億4000万円のお土産をつけて（有）金剛山（後日名称変更により有限会社スパークル）に貰っていた理論が成立する。まさに泥棒に追い銭である。

証拠 21—1号・21—2号・21—3・21—4

もう一方の市役所別館、イオンタウン木更津の賃借料は13億2000万円そのための2か所の引っ越し費用3億6500万円（片道）。なお、管理費はランニングコストなので計上していないので、旧市役所を取り壊し、新市役所の建設計画が無いまま仮庁舎と称して賃料を支払い、為政者の愚かなる判断で家賃として失った納税者市民の損失は、19億5000万円となる。

証拠 22—1・22—2・22—3・22—4・22—5号

今般、水越勇雄の後継者として市長に当選した渡辺芳邦市長が、水越勇雄の企ての協力者でなければ、入札の不正を根拠として、刑事告発することを要求する。さらに企てに協力した当時の関係者（市長、市幹部、市職員、監査委員会委員、市議会議員）の資産を差し押さえ、アクア木更津の処理損金2億6300万円と、アクア木更津ビル鑑定損金の52億6800万円、合計55億3100万円の失った損害賠償を求め、損金回収の資源とすることも要求する。

さらに名誉市民条令を改正して、水越勇夫の名誉市民をはく奪し、合わせて不名誉市民の称号を設けて、水越勇夫を不名誉市民1号の議案を議会に提出すること、この事件が契約された1月26日を、「納税者市民屈辱の日」と定め、事件の教訓を後世に伝えるために、新たな条例の制定を、納税者市民の名において要求する。

税の考え方（概念）

納税とは、税を受託する国家が、税を支払う国民の信託に対し、国民を生涯にわたって生命と財産の庇護と国民の公益を保証する契約の証で、国民は税という公益基金を支払うことで、個人及び家族に対しての保証が担保される国民の公益債券である。

□民主主義社会におけるルールによって選出された国及び地方の議員及び公共団体の長は、その公益基金を正しく運用する義務を負う受託者である。

□国及び地方の公務員は、税という名の公益基金を、法の下に正しく管理する義務を負う管理受託者である。

□国民市民は納税という名の公益基金を、国及び地方公共団体に運用及び管理を信託する公益基金の債権者である。

□すなわち、税は国民が権利者である公益基金で、税は納税という形で権力者に貢ぐのではなく、公益のために運用され、納税者は運用の利益を受ける権利を持つ信託債券者であるにもかかわらず、現在の法制度で納税者には発言の機会さえ与えられていない。

今般の住民監査請求のまとめにあたって、

為政者は税の運用の過ち、あるいは悪意のある運用によった事例に対して、期間の経過を理由に過ちを正当化し、納税者の発言の権利を切り捨てるような愚行をしてはならない。さらに、木更津市においては事業を検証し、評価をすることさえしない行政文化（怠慢）がまかり通っている。

歴史において400年前に、藩の財政が苦しい中、水戸藩藩主代々が続けて、大日本史編纂を行った意義の伝承として、水戸光圀公（徳川光圀）は「歴史に学び、過去の善悪を明らかにして、未来の道しるべにすべし」と訓えた。

現代、公文書の保存期間30年が過ぎれば雲霧仁左衛門の霧の如く資料は処分され跡形もなく無くなってしまいが、そうすることなく、公文書保存のための施設を設け、一定期間経過後はデータ化して後世に残す努力をすることは、現代に生きる我々の責務であり、等しく問題意識を持つ市民意識の向上に寄与

仮庁舎支払い金額集計

アクア木更津ビル賃料

家賃 A 館 1カ月 4079756円 X 12カ月 = 4895万円 X 10年
= 4億9000万円/10年
駐車場 198万円/10年
看板 132万円/10年

管理費、月、坪 @ 2500円 x 12910坪 = x 12カ月 =
6396万円 x 10年 = 6億3960万円

家賃 B 館+A 館

家賃 1118340円 + 796180円 = 191万円/月 X 12カ月 = 2300
万円/年 X 7年 = 1億6000万円

合計賃料 = 6億5330万円 (アクア木更津、家賃、駐車場、看板のみ)

イオンタウン

家賃 月 @ 776万4521円 X 12カ月 = 9317万4252円/年
10年 = 9億3174万2520円
管理費 10年 = 3億9570万円 (10坪で月2万7000円)
駐車場 月 12万8000円 X 12カ月 = 153万6000円/年
10年 = 1536万円
看板 10年 = 600万円

合計賃料合計賃料 = 6億5330万円 (イオンタウン家賃、駐車場、看板のみ)

アクア木更津・合計賃料 = 6億5330万円

イオンタウン・合計賃料 = 9億5310万円

成就寺駐車場合計賃料 = 491万円

合計 16億1131万円 (仮庁舎支払い賃料)

参考資料

- 2・イオンタウン基本協定
- 3・イオンタウン家賃
- 4・イオンタウン管理費
- 5・イオンタウン駐車場
- 6・イオンタウン看板
- 7-1・7-2 成就寺駐車場